悪質商法・特殊詐欺の回避術

怪しいと思ったら、迷わず連絡を！
目黒警察署(☎3710－0110)
碑文谷警察署(☎3794－0110)

言葉巧みに近づき、不当な利益を得る悪質商法・特殊詐欺の被害は増加しています。特に高齢者は狙われやすく注意が必要です。気付かないうちにだまされていたということにならないためには、回避する術を知っておくことが大切です。また、周りのかたの見守りで被害を未然に防ぐことができます。被害の早期発見にご協力ください。

9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間

悪質商法

問消費生活センター
(☎3711－1133、FAX3711－5297)

突然自宅を訪問して不安をあおり、契約を迫る手口

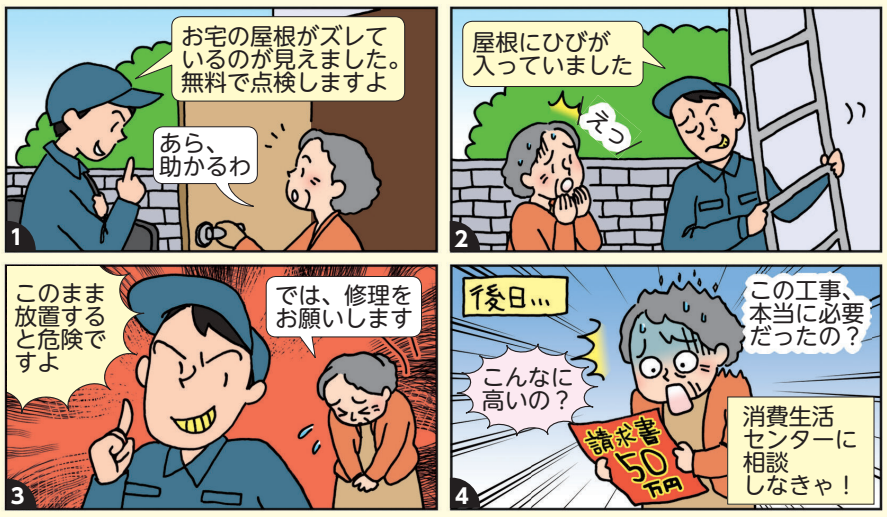

回避術 相手の話をうのみにしない！

- ☑ その場で契約をせず、いったん冷静に考え、家族などに相談する
- ☑ 信頼できる複数の事業者から見積もりをとる

クーリング・オフ制度

工事が終わった後でも、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。少しでも不審に思ったら、消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話　☎3711－1140
相談時間　月～金曜日9：30～16：30

10／11～20は全国地域安全運動

特殊詐欺

問生活安全課
(☎5722－9667、FAX5722－9409)

特殊詐欺は、被害者の自宅の固定電話に電話をかけることから始まります。自分だけはだまされないとは、思わないでください。犯人は、言葉巧みにあなたをだまします。

回避術 犯人と直接話をしない！

- ☑ 常に留守番電話にしておく
- ☑ 自動着信拒否装置「トビラフォン」を使用する

警察から提供される詐欺グループなどの電話番号をもとに、不審な電話を判別して着信を拒否するトビラフォン(**右写真**)の貸し出しを行っています。また、自動通話録音機の貸し出しもあります。申し込み方法など、詳細は生活安全課にお問い合わせください。

9／21～30は秋の全国交通安全運動期間

日没が早まる秋は、夕暮れ時や夜間に交通事故が増える傾向にあります。夕暮れ時は、自動車・自転車前照灯を早めに点灯させましょう。

問土木管理課交通安全係(☎5722－9442、FAX5722－9636)
目黒警察署(☎3710－0110)、碑文谷警察署(☎3794－0110)

運動の重点

- 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全利用と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

飲酒運転は犯罪。飲酒運転をしない！させない！

飲酒運転による交通事故が、依然として発生しています。飲酒運転により引き起こされた事故は、当事者だけでなく、周囲のすべての人にも悲惨な結果を招きます。また、飲酒運転は自転車も含まれます。自転車なら大丈夫という安易な気持ちが事故につながります。酒を飲んだら運転しない、運転するなら酒は飲まないを徹底しましょう。

違法です！ 標識や電柱などへの広告物の貼り付け

問土木管理課土木監察係(☎5722－9426、FAX5722－9636)
目黒警察署(☎3710－0110)、碑文谷警察署(☎3794－0110)

貼り紙を、標識や電柱などに貼ったり、カラーコーンに付けて路上に置いたりすることは、法律で禁止されています。このような違反屋外広告物は、まちの景観を損なうだけでなく、歩行者や車の通行の妨げとなり、緊急・災害時の活動にも支障をきたします。

突出看板や日よけの設置は道路占用許可が必要です

突出看板や日よけを、道路上空にはみ出して取り付ける計画がある場合は、土木管理課占用係(☎5722－9418、FAX5722－9636)へお問い合わせください。